

公立小松大学学術情報リポジトリ運用指針

令和7年11月26日
図書館運営委員会 制定

(趣旨)

第1条 本運用指針は、公立小松大学（以下「本学」という。）が設置する本学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適切な運用について定める。

(定義)

第2条 リポジトリとは、本学の教育・研究活動において作成された成果物（以下「教育・研究成果物」という。）を収集し、電子的形態により蓄積・保存し、学内外に無償で公開することで、教育・研究活動のさらなる発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、本学附属図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録資格者)

第4条 リポジトリに教育・研究成果物を登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が特に認めたる者

(登録要件)

第5条 リポジトリに登録できる教育・研究成果物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 教育・研究成果物又は教育・研究に関わる資料であること
- (2) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること
- (4) ネットワークを通じて公開できること

(登録手続き)

第6条 登録を希望する者（以下「登録者」という。）は、次項に掲げるリポジトリにおける取り扱いを承諾したうえで、館長に公立小松大学学術情報リポジトリ登録申請書を提出するものとする。

(登録された教育・研究成果物の取り扱い)

第7条 図書館は、次に掲げる方法により、教育・研究成果物を取り扱うものとする。

- (1) 当該教育・研究成果物を複製し、リポジトリに格納する
- (2) ネットワークを通じて無料で公開する
- (3) 複製物の保全及び利用のための複製を行う

(公開の承認)

第8条 登録者は、リポジトリに登録する教育・研究成果物について、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査したうえで登録・公開する。

(著作権と利用許諾)

第9条 登録者は、登録する教育・研究成果物の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外に帰属する場合、他の著作権者に対し、第5条及び第7条で定める要件を予め告知し、許諾を得ておくものとする。

(教育・研究成果物の削除・非公開)

第10条 リポジトリに登録された教育・研究成果物は、次のいずれかに該当する場合、一部または全部を削除、非公開とするものとする。

- (1) 登録者が削除・非公開の申請を行い、館長が承認した場合
- (2) 館長が公開を適当でないと判断した場合
- (3) 他者に帰属する著作権、所有権を侵害する場合
- (4) その他、登録によって支障が生じると認められる場合

(利用条件)

第11条 リポジトリに登録された教育・研究成果物を利用しようとする者は、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 著作権法等の法令の定める条件
- (2) 公開する教育・研究成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(免責事項)

第12条 本学は、リポジトリでの教育・研究成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、その責任を負わない。

(その他)

第13条 本運用指針に定めていない事項については、必要に応じて、関係者間で協議するものとする。

附則

本指針は、令和7年12月1日から施行する。